

議第12号議案

都市再生機構（UR）賃貸住宅の家賃改定等に関する意見書の提出

都市再生機構（UR）賃貸住宅の家賃改定等に関し、関係行政機関等へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

平成26年12月26日提出

建築・都市整備・道路委員会

委員長 渡邊忠則

都市再生機構（UR）賃貸住宅の家賃改定等に関する意見書

都市再生機構は、平成25年12月24日に閣議決定された独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、継続家賃の引き上げ幅の拡大等家賃改定に係るルールの見直しに向けた検討、低所得の高齢者等に対して国からの財政支援を得て実施する家賃減額措置、UR賃貸住宅ストック再生・再編方針を踏まえたストックの再生、再編等の推進及び需要動向並びに経営状況に応じたストックの圧縮に取り組んでいる。

横浜市内には約4万5000戸の都市再生機構（UR）賃貸住宅があり、多くの市民が居住している。

UR賃貸住宅は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（いわゆる住宅セーフティネット法）において公的賃貸住宅と位置づけられ、高齢者や子育て家庭等の居住の安定という住宅のセーフティネットとしての役割が求められてきた。

平成15年の国会における都市再生機構法案審議の折、「居住者の居住の安定を図ることを政策目標として明確に定め、居住者との信頼関係を尊重し、十分な意思の疎通と連携の下に住宅や利便施設等の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の確保に努めること。」と附帯決議されている。また、平成19年の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案審議の折には、「機構の管理する賃貸住宅について、住宅確保要配慮者の居住の安定を図る観点から入居者負担や入居者選考に係る適切な配慮を行い、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めること。」との附帯決議がなされている。

よって、政府及び独立行政法人都市再生機構におかれては、都市再生機構の役割や附帯決議を十分尊重し、低所得高齢者等への家賃減額措置の充実に努め、高齢者、子育て世帯の居住安定を図るとともに、UR賃貸住宅に住む横浜市民の居住の安定のために、安心して住み続けられる家賃制度に改善し、市民の住生活の向上とコミュニティーの形成を図ることを要望する。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月26日

内閣総理大臣
国土交通大臣
独立行政法人都市再生機構理事長

} 宛て

横浜市会議長

佐藤祐文